

別表(第7条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円
	第2種電柱		970円
	第3種電柱		1,300円
	第1種電話柱		560円
	第2種電話柱		900円
	第3種電話柱		1,200円
	その他の柱類		56円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	340円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	その他	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの		670円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,000円
	地下に設ける通路		600円
	その他		1,100円

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20円
	その他		占用面積1平方メートルにつき1月	200円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円
		その他	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	標識		1本につき1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円
		その他	1本につき1月	200円
	幕(政令第7条第2号に掲げる工 事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円
		その他	その面積1平方メートルにつき1月	200円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円
		その他		1,000円
	政令第7条第2号に掲げる工 事用施設及び同条第3号に掲げる工 事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110円
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車 駐車場	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他			Aに0.01を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	その他			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	その他			Aに0.025を乗じて得た額

## 備考

- 1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該面積若しくは長さ又は当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は端数を1月として計算するものとする。